

西区民まつりにて不動産フェアを開催します

1. 不動産無料相談会(午前10時から午後3時30分まで)

不動産のお悩み
お気軽に
ご相談下さい。

相談
無料!

- ◆家を売買する時に注意することって?
- ◆借りるとき、貸す時、どうなるの?
- ◆重要事項説明書ってなんなの?
- ◆相続したら不動産はどうなるの?

売買や賃貸の契約に関する
様々な疑問、経験豊かな有資格者の
相談員が適切にお答えします。

2. くじ引き大会を開催します(11時と14時の2回)

特賞 自然のまま育てたお米5kg 16本

1等 特大お菓子詰め合わせ 20本、2等 お菓子詰め合わせ 50本

3等 幼児(小学校1年生まで)用防犯ブザー 250本 あるいは 激落ちクリーナー 264本

空くじナシ

ご挨拶



社団法人 大阪府宅地建物取引業協会 西支部

社団法人大阪府宅地建物取引業協会(大阪宅建)は、大阪府下における宅地建物取引業者約9,000社が加入している公益法人で、宅地建物取引業務の適正な運営と公正な取引を確保し、品位の保持および資質の向上に努め、宅建業の健全な発展を図ることを目的に設立されました府下最大の業者団体です。

協会では会員に対し、業者倫理の徹底を図ると共に、年々変わる不動産取引に関する法令や条例等の業務知識の習得による取引事故の未然防止と、会員業者の資質の向上の為に年3回の不動産業務研修会を各支部にて行っています。私たち西支部は、大阪市内中心部の西側にある西区に事務所を置き、西区、浪速区、港区、大正区の4区からなり現在、約650名の会員を擁する支部で、大阪の不動産情報基地の一つとして機能しております。当西支部にて支部ホームページを開設し、支部会員の情報の公開を通じて、安心して不動産取引ができるようにお手伝いできればと考えて運用しています。ホームページ上の各区の会員情報にて研修会の出席状況も記載しています。

西支部ホームページアドレス <http://www.osakatakken-nishi.com/>

協会本部では、消費者の方を対象とした不動産無料相談室を開設し、不動産取引の事前相談や、トラブルなどで困ったときの相談を受け付けています。西支部からも苦情相談員を評議委員より選出し本部に派遣しています。また、西支部独自に開設している(毎週水曜日)不動産無料相談所では、消費者の方を対象として、対不動産業者とのトラブルを除く不動産取引の事前相談や、不動産に関するさまざまな事柄についての一般相談を受け付けています。

尚、保証協会会員を相手方とする宅地建物取引についての苦情の解決を目的とする相談(苦情相談)の場合は(社)全国宅地建物取引業保証協会大阪本部にて受付けています。

本日の西区民祭りの協賛参加による催しは、支部にて毎週水曜日開催している不動産無料相談会を区民祭り会場にて実施してご紹介し、区民の皆様とのふれあいを通じて宅建協会西支部のご紹介をいたします。